

4 <補論>経過規定

第4種踏切道は、現行の技術基準省令には適合しないものであるが、経過措置により、経過措置を規定する省令の施行後最初に行う改築又は改造の工事が完成するまでの間は、存続することが許容されている。国土交通省は、「改築又は改造の工事」とは、第4種踏切道の場合には、技術基準省令第62条の踏切保安設備を設け、現行の技術基準省令に適合する状態とする工事であると解しており、法令により踏切遮断機等の設置が求められる前に存在していた第4種踏切道は、第1種化されるまでは踏切保安設備の設置に係る基準に適合しない状態が認められることになる。

このような経過措置により、現存している第4種踏切道の中には、相当程度長期間にわたって存続しているものがある。

制度面では、現行の技術基準省令が制定されたことに伴い、上記の経過措置を規定する省令が施行された平成14年3月31日から現在まで19年以上が経過している。また、これより前に鉄道施設や車両の構造等について大きな改正が施行された際⁴¹（昭和62年4月1日）にも、第4種踏切道を含む新たな基準に適合しない施設等について、施行後最初に行う改築又は改造の工事が完成するまでの間、基準に不適合の状態を許容する旨の経過措置が設けられており、経過措置の要件を満たす限り、少なくとも、昭和62年4月以降30年以上にわたって、第4種踏切道を存置することが許容される状況にある。さらに、昭和62年より前については、地方鉄道建設規程（大正8年閣令第11号）に「交通頻繁ニシテ展望不良ナル踏切道ニハ門扉其ノ他相当ノ保安設備ヲ為スヘシ」との規定、日本国有鉄道建設規程（昭和4年鉄道省令第2号）に「交通頻繁ナル踏切道ニ対シテハ門扉其ノ他相当ノ保安設備ヲ為スコトヲ要ス」との規定があり、これらの規程が定められたより後の昭和32年度における第4種踏切道の数は、国鉄・私鉄合わせて6万1,894か所⁴²であったことからすると、昭和62年より相当の期間に遡って存続してきた第4種踏切道があることがうかがわれる。実際にも、国土交通省が鉄道事業者から提供を受けた資料によると、例えば、大正13年に新設された第4種踏切道、昭和21年及び25年に新設された第4種踏切道が存置されている例がある。

経過規定は、新たに法令を制定し、又は既存の法令を改廃する場合に、社会生活における従来の秩序が新しい秩序に円滑に移行するように配慮を加える必要から、従来の秩序をある程度容認する、新しい秩序の設定に暫定的な特例を設ける等の経過措置をするために設けられた規定である。鉄道に関する技術上の基準を定める法令の改正に伴う経過規定についても、そうした必要性を踏まえて設けられたものであって、経過措置を設けること自体が否定されるものではない。しかしながら、経過措置により第4種踏切道が存置されている状況については、「運輸安全委員会ダイジェスト第31号」においても、委員長からのひとことの中では、「「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（平成13年国土交通省令第151号）第40条（踏切道）の

⁴¹ 国鉄の民営化に伴い、普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）が制定され、従前、地方鉄道建設規程、日本国有鉄道建設規程等に分かれていた鉄道施設、車両の構造等に関する定めを合わせて制定

⁴² 「踏切道の現状と問題点」（昭和37年12月運輸省）

規定により、踏切道は、踏切保安設備（踏切遮断機及び踏切警報機）を設けたものでなければならないとされています。ただ、経過措置の規定で、改築又は改造の工事までは「従前の例によることができる」とされていて、いまだに第4種は約2,700箇所も残っています。」と言及されている。他方で、調査対象とした一部の鉄道事業者においては、第4種踏切道が経過措置により存続していることを認識し、現行の技術基準省令の定めにとり、第4種踏切道を解消しようという考え方で廃止及び第1種化に取り組んでいるものもみられる。

国土交通省は、経過措置により第4種踏切道が許容されていることは妥当であるとし、第4種踏切道の解消については、統廃合や第1種化を促進する施策により進めていく考えである。しかしながら、当該施策については、【項目3】において述べたとおり課題があるとともに、第4種踏切道の中には相当程度長期間にわたって存置されているものがあること、これまで第4種踏切道の削減が行われてきたもののなお約2,600か所が存在していること及び経過措置の中にはその終期を定める例もあることを踏まえ、経過措置により、現行の技術基準省令に適合する工事を行うまでの間、長期にわたって第4種踏切道の存続が許容されている状況について、問題意識を持つものである。

経過規定の内容は、それぞれの法令の内容により異なるものであること、また、技術基準省令等に関し、第4種踏切道の存続に係る経過措置が設けられたのは、省令等の廃止・新規制定の際であり、新たな基準との関係での経過措置が一括して規定されているという事情があること等から、一律に論ずることはできないことはもとよりであるが、国土交通省において、経過措置により、第4種踏切道が長期にわたって許容されているものであることに留意の上、その解消のため、廃止、第1種化等の取組をより一層支援していくことが望まれる。

